

平成 年 月 日

施設入所をお申し込みされる方へ

【このご案内はお手元に  
大切に保管してください。】

あきる野市介護老人福祉施設  
社会福祉法人 白百合会  
増戸ホーム  
施設長 渡 邊 哲 伸

### 施設入所申込書の作成・送付のお願い

当施設に申込みを頂き誠にありがとうございます。

さて、昨年あきる野市から、特別養護老人ホームの入所に関し、入所決定過程の透明性、公平性を確保するための、指針が示されました。

この指針は、特別養護老人ホームへの優先入所に関する国の省令改正等を受け、東京都において、施設の優先入所に関して委員会を設立し検討を重ね、昨年2月に検討結果が示されたもので、あきる野市においても東京都の検討結果を基に特別養護老人ホームの入所に関し指針を定めたものです。

指針の内容につきましては、東京都内における施設においては共通のルールの基に、施設において入所希望者の状況を十分把握した上で、必要性の高い方が優先的に入所できるしくみを構築していこうというもので、今まで、入所に関して「受付順番制」であったものを、今後は誰が判断しても基本的には同じ結果となるよう、できる限り透明性、公平性が保たれた判断指標により、優先度を判断し、優先度の高い方から入所できる仕組みとなるものです。

入所希望者の状況を十分把握し優先入所に関し判断をさせていただくため、大変ご面倒をおかけいたしますが、別添の下記書類の作成・送付をお願い申し上げます。

### 記

#### 提出書類

介護老人福祉施設入所申込書兼調査書

介護支援専門員意見書（担当のケアマネジャーの方に記入を依頼してください。なお、担当されているケアマネジャーがいない場合は、お住まいの地域の在宅介護支援センターにご相談ください。）

介護保険被保険者証の写し（介護保険被保険者証をコピーして提出してください。）

問い合わせ：社会福祉法人白百合会 増戸ホーム 042-596-3456  
担当 生活相談員：田中・荒木

#### 【ご注意】

当施設へのお申込みは、有効期限を『受付到着日より1年間』とさせて頂いております。1年間を経過した後も申込みの継続を希望される方は、増戸ホームまでご連絡をお願いします。

介護老人福祉施設入所申込者の入所の必要性の高さを判断する基準（抜粋）

1 基準の構成

本人の身体状況、介護者の状況、住宅の状況の3種類の評価項目ごとにそれぞれ評価を行い、獲得した点数の合計により入所の優先度をランク分けするものとする。

2 基本的評価項目及び配点

(1) 本人の状況（介護の必要の程度）を判断するための基準（5点満点）

ア 要介護認定による要介護度

要 介 護 度	配 点
要介護5	5点
要介護4	4点
要介護3	3点
要介護2	2点
要介護1	1点

イ 痴ほう等にもなう問題行動の有無（加算）5点以内

評 価 基 準	加算点数
痴ほう等に伴う問題行動の有無（要介護度を補完）	適宜

(2) 介護者の状況（介護提供の環境や困難性）を判断するための基準（5点満点）

ア 主たる介護者の状況

評 価 基 準	配 点
身寄りも介護者も全くいないとき。	5点
主たる介護者が遠方又は病気で長期入院中のとき。	4点
主たる介護者が高齢者・障害者又は疾病があり在宅療養中のとき。	3点
主たる介護者が育児中又は複数の被介護者であるとき。	2点
主たる介護者が就業しているとき。	1点
上記にあてはまらないとき。	0点

イ 介護を手伝う者の有無（加算）

評 価 基 準	加算点数
介護を手伝う者がいないとき。	1点

(3) 住宅の状況（3点満点）

評 価 基 準	配 点
住宅がない、又は立ち退きを求められているとき。	3点
住宅が介護上、問題があるとき。	2点
介護上の問題はないとき。	1点

3 入所の優先度のランク分け

評価の結果（獲得した点数の合計）により、次のとおりランク分けするものとする。

(1) Aランク：合計得点が9点以上の者（優先待機群）

(2) Bランク：合計得点が8点以下の者（待機群）